

序章 はじめに

1 計画策定の背景

これまで日本では、人口増加と経済成長の予測のもと、都市の発展を前提としたまちづくりが進められてきました。しかし、現在の日本社会において人口は減少し、高齢化も更に進むことが予想されるため、発展を前提としたまちづくりの方向性を大きく転換する必要があります。

これからのまちづくりは、人口減少社会における持続可能な都市形成を目指し、効率が良く災害にも強い居住環境を意識した土地利用を進めることが重要です。そのため、中心市街地における人口密度を維持し、そのエリア内に福祉・商業・医療等、生活に欠かせない都市機能を誘導するとともに、交通ネットワークでどこからでもアクセスが可能となる仕組みを構築することで、快適かつ安全で暮らしやすい都市の実現を目指すことが求められています。

このような考え方にに基づき、都市再生特別措置法が改正され、目指すまちづくりを実現するための戦略として「立地適正化計画」を策定することができることとなりました。

「立地適正化計画」は、市町村マスタープランの高度化版とされているため、本町の立地適正化計画においても、三股町都市計画マスタープランを踏まえて策定するものとします。

2 計画策定の経緯

人が住み続けるまちを目指して、これまでに取り組んできた様々な施策により、本町の人口は増加してきました。しかし、いずれ訪れる人口減少や更なる高齢化による、まちの変化にいち早く対応するための具体的な戦略として「立地適正化計画」を策定します。

「立地適正化計画」を策定することにより、これまでに取り組んできた施策を更に一歩進め、人のまとまりを形成する核として、三股駅、総合文化施設、町役場等、各種の機能が集積するエリアを強化することで、暮らしの質を高めます。また、コミュニティバス（くいまー）の利便性向上にも取り組み、どの地域でも、どの世代にとっても、暮らしやすいまちづくり、地域づくりを進めます。

3 計画の役割

平成30年（2018年）に策定した三股町都市計画マスタープランの役割を踏まえ、立地適正化計画では、以下のことを行います。

都市計画マスタープランの役割

- ①みんなが目指す「わがまちみまた」の将来像を示す役割
- ②まちづくりの土台となる役割
- ③まちづくりの考え方のかなめとなる役割

立地適正化計画

- ①「わがまちみまた」の将来像から「将来の都市構造」を示す
- ②まちづくりの土台をもとにして、詳細な立地状況を分析する
- ③まちづくりの考え方である「つづく」「つながる」「つみあげる」を踏まえた方針を立てる

4 計画に記載すべき事項

立地適正化計画には、以下の3点を記載することが必須となっています。

立地適正化計画に記載すべき事項

①まちづくりの方針を示す

まちが抱える課題の解決に向けて、まちの将来像や将来都市構造を実現するために取り組むべきことやその必要性を整理し、まちづくりの方針として示します。

②土地利用ゾーニングを示す

立地適正化計画では、次の3つの区域を定めます。

●立地適正化計画区域

都市計画区域全体を立地適正化計画の区域とすることが基本とされています。

●都市機能誘導区域

福祉施設、商業施設、医療施設等の都市機能をまちの核とするエリアに誘導し、集約を図ることにより、これら生活サービスの効率的な提供を図る区域です。

●居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて、人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、将来的に居住等を誘導する区域です。

③まちづくりの戦略を示す

方針を踏まえて、実行に移す事項を示します。

●誘導施設

生活利便性の向上や各種サービスの拡充を図るため、福祉、子育て支援、教育文化、商業、医療等の都市機能について、立地を誘導すべき機能を設定します。

●誘導施策

都市機能や居住の誘導を図るために必要な施策を設定します。

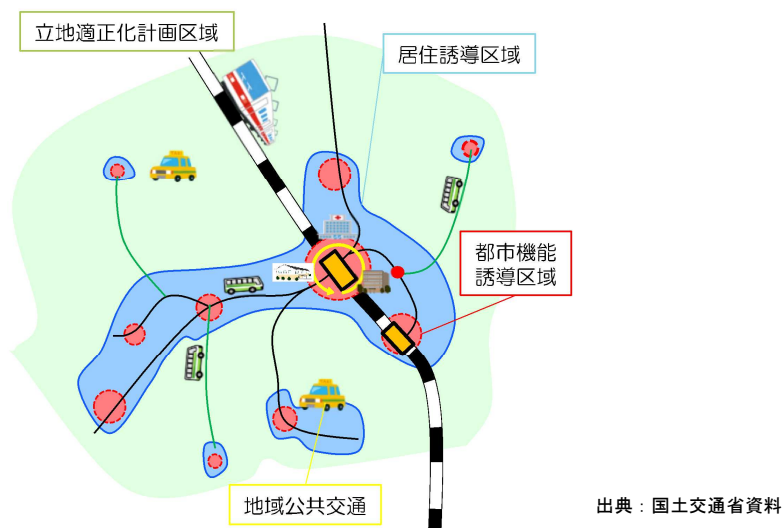


図1 立地適正化計画 イメージ図

5 計画の期間

立地適正化計画の根幹である三股町都市計画マスタープランにおいて、概ね 20 年後の将来を展望した計画策定が行われていることから整合を図り、計画期間は立地適正化計画の作成時期である令和 3 年（2021 年）から三股町都市計画マスタープランの目標年次である令和 19 年（2037 年）までとします。また、必要に応じて見直しを行うものとします。

計画期間

令和 3 年～令和 19 年(2021 年～2037 年)

6 計画の対象区域

立地適正化計画では、都市計画区域を対象区域とします。

なお、本町においては、都市計画区域外にも集落が点在するため、三股町都市計画マスタープランで設定した 4 つの地域に基づき、地域ごとの方針を定めます。

また、隣接する都城市は、雇用や生活利便施設の利用等において本町との関係も強いことから、現状分析においては、都城市に立地する都市機能等も考慮します。

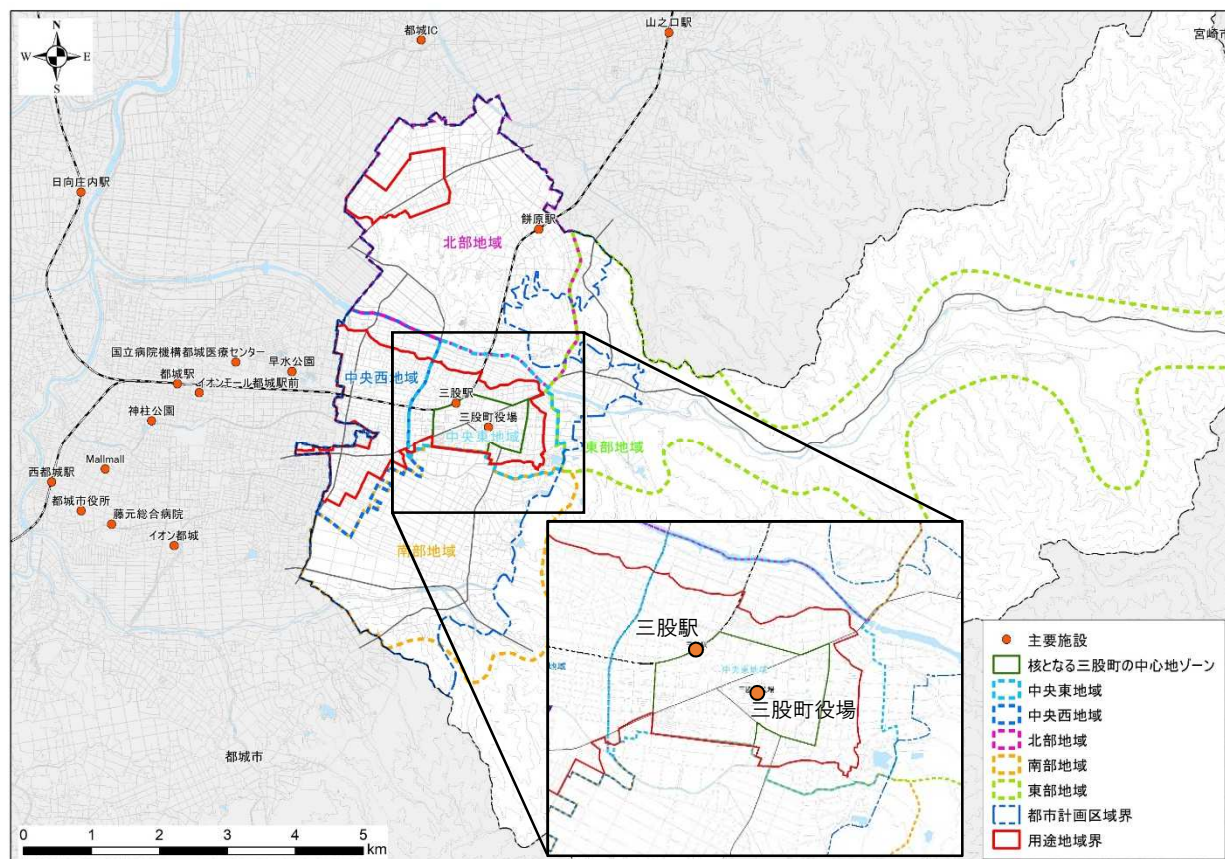


図 2 対象区域・地域区分

7 計画の位置づけ

立地適正化計画は、町の最上位計画である「三股町総合計画」に即しながら「三股町都市計画マスタープラン」を具体化する計画として位置づけます。

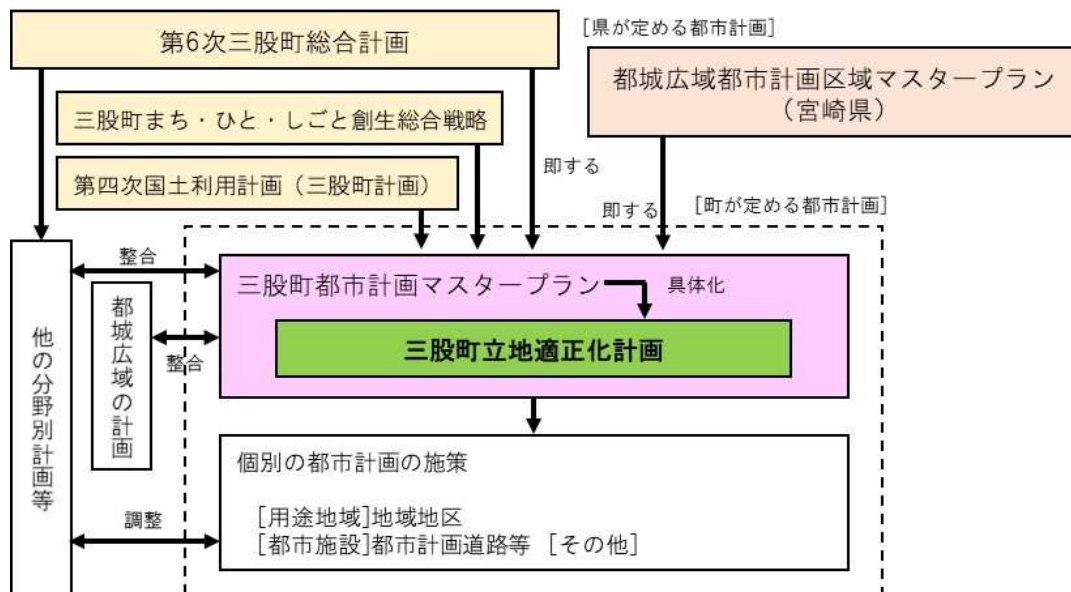


図3 計画の位置づけ

町の最上位計画である「三股町総合計画」が改訂されたことから、「立地適正化計画」は、令和3年（2021年）に策定された第6次三股町総合計画と令和元年（2020年）に改訂した「三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に即して策定するものとします。

また、「立地適正化計画」と関係の深い分野別計画に「地域公共交通計画」や「空家等対策計画」がありますが、本町においては、どちらの計画も未策定のため、策定した後に本計画の見直しを行うこととします。

表1 各期計画の策定期

計画名	年						
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
(1)三股町総合計画		第5次後期					第6次
(2)三股町都市計画マスタープラン				策定			
(3)三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略	第1期					第2期	
(4)三股町公共施設等総合管理計画		策定					
(5)三股町国土強靱化地域計画						策定	
(6)三股町地域防災計画					見直し		

8 計画の構成

本町の立地適正化計画では、平成 30 年（2018 年）に策定した「三股町都市計画マスタープラン」及び平成 31 年（2019 年）実施の「宮崎県都市計画基礎調査」等のデータや分析結果を活用するとともに、新たなデータ収集や分析を行い、まちの現状を把握します。

現状から課題を抽出し、本町が掲げているまちの将来像やまちづくりの基本理念を踏まえ、まちづくりの方針（取組の方向性と戦略の核）、誘導区域等の設定、目標値の設定を行います。

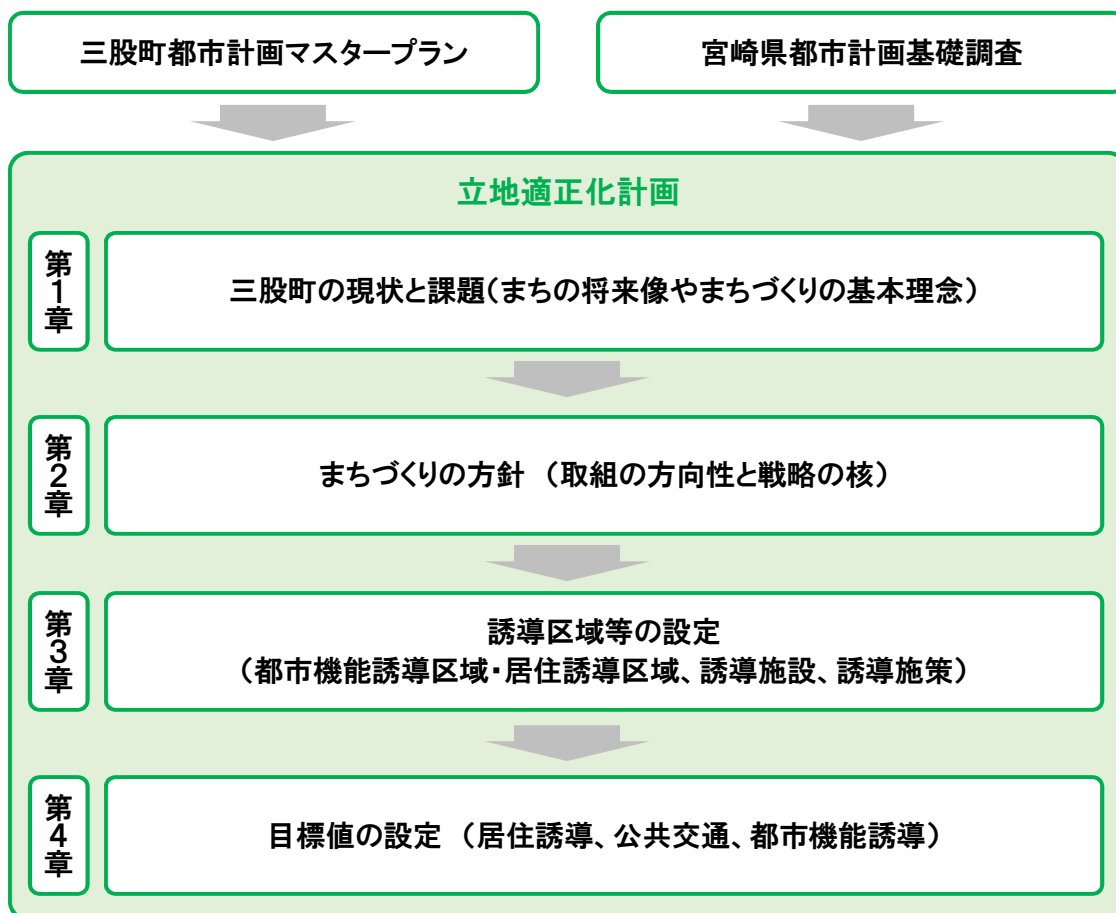


図 4 立地適正化計画の構成図